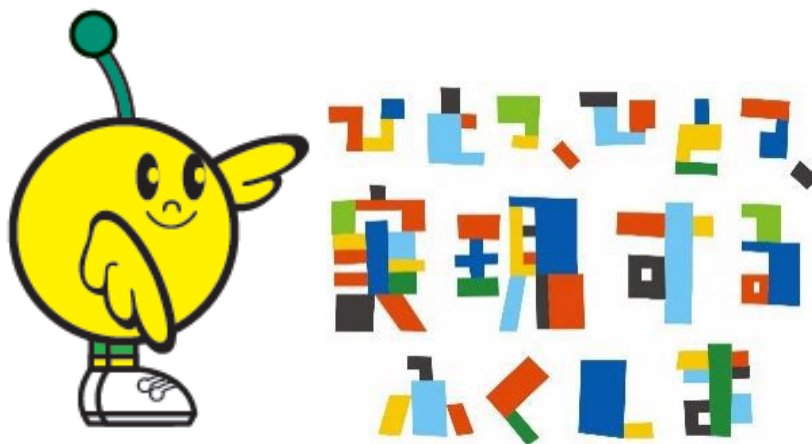


復興・創生に向けた行財政運営方針

令和2年度における 主な取組状況



令和3年6月
福島県行財政改革推進本部

目次

I 視点1 復興を支える財源の確保と財政健全性の確保	1
1 自主財源の確保	
2 国からの復興財源確保	
3 原子力損害賠償金の確保	
4 財政健全性の確保に向けた歳入・歳出両面からの徹底した精査	
II 視点2 復興を加速させる執行体制の強化	6
1 復興・創生を着実に推進するための体制整備	
2 復興・創生に向けた人員の確保	
3 復興・創生を担う人材の育成	
4 多様な主体との協働の推進	
III 視点3 復興を進める市町村との連携強化	15
1 復興・再生に当たっての課題解決に向けた連携	
2 市町村の行政運営に対する人的支援等	
3 復興・創生に向けた取組に対する支援の充実強化	
4 市町村の財政運営に対する支援	
IV 視点4 復興に向けた効果的な情報発信	23
1 復興の状況や復興に向けた取組等の効果的な情報発信	
2 ターゲットの明確化と連携強化による伝わる情報発信	
3 県民生活の安全・安心の確保等に向けた情報発信	
V その他の取組	27
1 業務の効率化等に向けた取組	
2 継続的な行財政改革への取組	

復興・創生に向けた行財政運営方針【概要】

位置付け

復興・創生を着実に推進していくためには、引き続き、行財政運営の明確な方向性を持ちながら、様々な課題に対して迅速かつ柔軟に対応することが求められることから、復興・創生に向けた行財政運営の基本的な考え方を示すもの。

概要

【基本的考え方】

復興・創生を着実に進めていくためには、財源の確保や執行体制の強化、市町村との連携強化、そして国内外への効果的な情報発信が重要な課題となっていることから、次の4つの視点に重点を置いた柔軟な行財政運営を推進していきます。

《視点1》復興を支える財源の確保と財政健全性の確保

《視点2》復興を加速させる執行体制の強化

《視点3》復興を進める市町村との連携強化

《視点4》復興に向けた効果的な情報発信

【対象期間】 復興・創生期間の終期である令和2年度末まで

【進行管理】 ○ 行財政改革推進委員会から助言をいただきながら行財政改革推進本部において進行管理。

○ 毎年度、取組の推進状況等を踏まえ点検を行い、重点的に取り組むべき課題や今後の方向性等を明確にし、必要に応じて見直しを行う。

【その他】 ○ 復興・創生期間後においても、行財政改革に継続して取り組めるよう、新たな行財政改革大綱の策定を見据え、準備等の作業を進めます。

復興・創生の着実な推進

視点1：復興を支える財源の確保と財政健全性の確保

視点2：復興を加速させる執行体制の強化

視点3：復興を進める市町村との連携強化

視点4：復興に向けた効果的な情報発信

【取組方針】

- 1 自主財源の確保
 - (1) 財源捻出等による歳入確保
 - (2) 県税収入の確保
- 2 国からの復興財源確保
 - (1) 復興・創生を推進するための財源措置の要求
 - (2) 交付金等の柔軟かつ弾力的な運用
- 3 原子力損害賠償金の確保
- 4 財政健全性の確保に向けた歳入・歳出両面からの徹底した精査



1 自主財源の確保

(1) 財源捻出等による歳入確保

◆歳入の確保

内部管理経費の節減や事務事業の見直しを行うとともに、県債や基金の活用等により歳入の確保に努めました。

《復興・創生分》

・原子力災害等復興基金の活用 328 億円（令和3年度当初予算ベース）ほか

《通常分》

・事務事業の抜本的な見直し等 16 億円（令和3年度当初予算ベース）

・県債の更なる活用 45 億円（ ” ” ）ほか

◆県有財産の活用

歳入確保を図るため、未利用財産の処分を進めるとともに、県有財産を有効活用した広告事業や行政財産の貸付を公募により行いました。

県有財産活用	件数	金額
未利用財産処分等	12	48百万円
広告事業	11	35百万円
貸付事業等	4	106百万円

(2) 県税収入の確保

◆個人県民税徴収対策の実施

県税全体の未納繰越額の約7割を占める個人県民税について、賦課徴収権を有する各市町村との滞納整理推進会議の開催や、特別徴収義務者の一斉指定（一部地域を除き）を行うなど、各地域の実情を踏まえた個人県民税徴収対策を実施しました。

《市町村と協議の上直接徴収した個人住民税》□

年度	引受額(千円)	件数	金額(千円)
令和2年度	315,796	3,155	114,454
令和元年度	342,709	3,669	107,086
平成30年度	348,589	4,192	123,567
平成29年度	260,791	3,367	95,915

◆福島復興再生特別措置法等に基づく課税の特例制度の周知広報

企業の設備投資や雇用機会の拡大等、税源の涵養に結びつけるため、福島復興再生特別措置法等に基づく課税の特例制度の周知広報に努めました。（県HP への掲載、広報誌への掲載）

◆県税収納方法の更なる周知

自動車税定期課税については、コンビニエンスストアでの収納やインターネットを利用したクレジットカードによる納付について周知するなど、納期内納付率の向上に向けて取り組みました。

《令和2年度収納件数》

収納方法	件数	金額(千円)	前年比(件数)
コンビニエンスストア収納	374,542	14,031,293	6.8%増
クレジット収納	28,720	1,135,822	3.1%減

今後の取組
の方向性

- 引き続き、あらゆる手段による歳入の確保に努めます。
- 県税収入の確保を図るため、個人県民税徴収対策を一層推進するとともに、福島復興再生特別措置法等に基づく課税の特例制度を適正に運用します。

2 国からの復興財源確保

(1) 復興・創生を推進するための財源措置の要求

◆震災復興特別交付税等の確保

国に対し、あらゆる機会を通じて、本県の財政状況等について丁寧に説明するとともに、震災復興特別交付税を始め、震災からの復興・創生に必要な財源措置を求め、震災復興特別交付税について通常分とは別枠で確保されました。

《震災復興特別交付税》

年度	金額(億円)	
令和3年度	151	(当初予算ベース)
令和2年度	966	(交付決定ベース)
令和元年度	1,062	(交付決定ベース)

◆「復興施策に係る意見伺い」及び「原子力災害からの福島復興再生協議会」における復興推進に必要な予算措置の要求

国に対し、本県の復興推進に必要な重点事項への予算措置を要求し、令和3年度当初予算において財政措置されました。

- ・意見伺いの実績 1回（令和2年4月16日（書面））
- ・協議会の開催実績 2回（令和2年8月30日 令和3年2月21日）

◆継続的な財源措置

避難地域の帰還に向けた環境整備、長期避難者等の生活拠点の形成等を推進する「福島再生加速化交付金」について、十分な予算確保の継続を国に要望し、財政措置されました。

交付金	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
福島再生加速化交付金	1,012億円	807億円	828億円	890億円	791億円	721億円

◆「復興・創生期間」における復興財源の確保

「第2期復興・創生期間」（令和3年度～令和7年度）の復興財源について、あらゆる機会を捉えて原子力災害の影響が広範囲かつ長期に及び本県の実情を訴え、必要な財源の確保に取り組みました。

《主な令和3年度政府予算（県の最重点7項目）》

- ・避難地域の復興・再生
- ・被災者の生活再建
- ・風評払拭・風化防止対策
- ・福島イノベーション・コースト構想の推進 など

(2) 交付金等の柔軟かつ弾力的な運用

◆中間貯蔵施設の整備等に伴う影響を緩和するための交付金

国に対し、中間貯蔵施設の整備等に伴う影響を緩和するための生活再建策・地域振興策として自由度の高い交付金を要望し、総額3,010億円の交付金が措置されました。

交付金を原資として、福島県中間貯蔵施設等影響対策及び原子力災害復興基金（1,650億円）を造成し、生活再建・地域振興等に取り組みました。

- ・中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金 1,500億円（うち850億円は大熊町・双葉町）
- ・福島原子力災害復興交付金 1,000億円
- ・福島特定原子力施設地域振興交付金 510億円

◆福島再生加速化交付金における対象事業等の追加・拡充等

柔軟な事業執行のため、国に対し、運用の弾力化や対象事業、対象経費の追加・拡充等を求め、721億円の財政措置がなされました。

今後の取組 の方向性

■復興・創生に必要な財源措置及びより広くきめ細かなニーズに対応可能な制度の運用を求めています。

3 原子力損害賠償金の確保

◆原子力損害賠償金の請求

平成23年度から30年度までの一般会計分及び令和元年度までの公営企業会計分の損害を取りまとめ、令和2年度に東京電力に対して損害賠償請求を行い、一部の支払いを受けました。

《原子力損害賠償額(累計)》

一般会計分		請求総額 (円)	受領総額 (円)
請求対象期間	請求日		
平成23年度	平成24年 7月 6日	6,324,994,195 円	5,728,182,667 円
平成23年度～平成24年度	平成25年10月31日	2,937,037,687 円	1,304,081,406 円
平成23年度～平成25年度	平成27年 4月22日	1,749,311,036 円	540,556,397 円
平成23年度～平成26年度	平成28年 5月25日	1,791,583,105 円	413,250,799 円
平成24年度～平成27年度	平成29年 4月25日	1,649,824,889 円	462,816,700 円
平成27年度～平成28年度	平成30年 5月16日	1,798,236,849 円	318,151,417 円
平成23年度～平成29年度	令和元年 6月13日	1,476,685,144 円	198,878,952 円
平成30年度	令和2年 6月11日	1,425,264,718 円	107,902,560 円
計		19,152,937,623 円	9,073,820,898 円

ADR申立分 (一般会計)		申立額 (円)	受領総額 (円)
対象期間	申立日		
平成23年度	平成28年4月27日	1,106,743,203 円	727,830,000 円
	平成29年5月24日		
平成24年度～平成25年度	平成30年7月23日	1,151,285,734 円	1,002,000,000 円
平成26年度～平成28年度	令和2年10月29日	2,004,602,358 円	(和解協議中) 円
計		4,262,631,295 円	1,729,830,000 円

訴訟分		請求総額 (円)	受領総額 (円)
対象期間	提訴日		
平成25年度	令和2年10月29日	92,547,687 円	(係争中) 円
計		92,547,687 円	0 円

一般会計 (公共財物) 分	請求総額 (円)	受領総額 (円)
平成31年2月14日請求分 (避難指示区域内の土地)	3,098,840,444 円	3,098,840,444 円
令和2年11月6日請求分 (避難指示区域内の建物・工作物)	3,575,594,911 円	3,575,594,911 円
計	6,674,435,355 円	6,674,435,355 円

公営企業会計分	請求総額 (円)	受領総額 (円)
平成23年度請求分	390,096,732 円	373,747,313 円
平成24年度請求分	5,227,725,526 円	5,095,575,450 円
平成25年度請求分	1,060,259,316 円	1,028,788,951 円
平成26年度請求分	3,821,323,847 円	3,728,170,589 円
平成27年度請求分	9,723,010,300 円	9,569,685,025 円
平成28年度請求分	9,465,290,073 円	9,367,935,643 円
平成29年度請求分	8,196,109,018 円	7,512,946,304 円
平成30年度請求分	2,954,583,605 円	2,764,727,050 円
令和元年度請求分	863,297,788 円	22,492,516 円
令和2年度請求分	9,361,250 円	9,361,250 円
計	41,711,057,455 円	39,473,430,091 円

※1 公営企業会計は下水道事業、工業用水事業、病院事業の計

※2 請求額及び受領額は令和3年3月31日現在

今後の取組
の方向性

■引き続き、東京電力に対し、本県が被った損害の全額賠償と早期の支払いを求めています。

4 財政健全性の確保に向けた歳入・歳出両面からの徹底した精査

◆事務事業の見直し

令和3年度当初予算において、限られた財源を効果的に活用していくため、予算主管課長会議やヒアリングを通じて、歳入・歳出両面からの徹底した精査を行いました。

◆歳入の確保【再掲】

内部管理経費の節減や事務事業の見直しを行うとともに、県債や基金の活用等により歳入の確保に努めました。

≪復興・創生分≫

・原子力災害等復興基金の活用 328 億円（令和3年度当初予算ベース）ほか

≪通常分≫

・事務事業の抜本的な見直し等 16 億円（令和3年度当初予算ベース）

・県債の更なる活用 45 億円（ ” ” ）ほか

◆「中期財政見通し」を踏まえた計画的な財政運営

平成26年度に「中期財政見通し」を策定し、その後の状況変化に適切に対応するため平成29年度に中間見直しを行い、中期的な視点に立った計画的な財政運営に努めました。

今後の取組 の方向性

■ 全ての事務事業について必要性、優先度及び費用対効果の観点から十分検証を行うとともに、部局横断的な事業の構築と効果的・効率的な執行について徹底を図りながら、引き続き、財政健全性の確保に努めます。



【取組方針】

- 1 復興・創生を着実に推進するための体制整備
 - (1) 連携による業務執行と柔軟な組織体制の整備
 - (2) アウトソーシングの推進
- 2 復興・創生に向けた人員の確保
 - (1) 必要な人員の確保と重点的配置
 - (2) 人員確保に係る国への要望
 - (3) 職員採用の見直し
- 3 復興・創生を担う人材の育成
 - (1) 職員研修の充実
 - (2) 専門性を持った人材の育成
 - (3) 組織目標の明確化と人事評価制度の確立
- 4 多様な主体との協働の推進
 - (1) 協働を推進し、持続する仕組みや体制づくり
 - (2) 専門的な知識を持った人材の活用

1 復興・創生を着実に推進するための体制整備

(1) 連携による業務執行と柔軟な組織体制の整備

◆組織改正

復興・創生の取組の中で生じる様々な行財政運営上の課題に迅速かつ的確に対応し、「第2期復興・創生期間」における新たな復興の段階への道筋を確かなものにしていくため、次のおり組織改正等を行いました。

《令和3年度組織改正の主な内容》

【令和3年4月1日付け改正】

- 新たな産業の集積に向けた推進体制の強化
 - ・ロボット、再生可能エネルギー、航空宇宙産業を集約し、「次世代産業課」を新設、ロボット産業推進室を廃止
 - ・産業創出課を「産業振興課」に改称
- 新型コロナウイルス感染症対策の強化
 - ・地域医療課の執行体制を強化
- デジタル変革（DX）の推進体制の強化
 - ・情報政策課を「デジタル変革課」に改称
- 避難地域における市町村駐在員の在り方見直し
 - ・南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町及び川内村での駐在員の業務を県北地方振興局、相双地方振興局及びふたば復興事務所において行う
- 地域開発事業の廃止に伴う業務移管
 - ・工業団地の分譲に係る業務を企業局から商工労働部に移管するとともに、企業局の経営・販売課を「企業総務課」に改称

【令和3年4月28日付け改正】

- 風評・風化対策に係る推進体制の強化
 - ・「風評・風化戦略担当理事（原子力損害対策担当理事を兼務）」を新設
 - ・企画調整課内に「風評・風化戦略室」を新設

【令和3年6月1日付け改正】

- 風評・風化対策に係る庁内の連携体制の強化
 - ・風評・風化対策に特に密接に関連する関係課を企画調整部に兼務
 （※参考 関係課（8課）：広報課、原子力安全対策課、国際課、観光交流課、県産品振興戦略課、農林企画課、農産物流通課、水産課）

◆新生ふくしま復興推進本部の運営

「新生ふくしま復興推進本部」の下、全庁一丸となって復興・創生を推進するとともに、スピード感を持って確実に“新生ふくしま”の実現に取り組みました。

○令和2年度開催実績 8回

《主な取組状況》

- ・ 令和3年度国の予算に向けた取組
- ・ 福島復興再生基本方針（案）に対する県知事意見
- ・ 福島復興再生特別措置法に基づく「福島復興再生計画」（案）の決定 など

◆福島イノベーション・コースト構想の推進

福島イノベーション・コースト構想推進本部会議を開催し、構想の推進に全庁一丸となって取り組みました。また、福島イノベーション・コースト構想推進機構においては、「福島ロボットテストフィールド」のナショナルセンター化に向けた取組等のため、体制強化を図りました。

○令和2年度開催実績 6回

《主な取組状況》

- ・ 東日本大震災・原子力災害伝承館の事業概要について
- ・ 福島復興再生計画（案）について など

◆組織改正（警察本部）

復興・創生に向けて歩み続ける福島を引き続き治安面から力強く支えるため、被災地における組織体制を整備しました。

《令和3年度組織改正の主な内容》

○被災地域の体制強化

- ・ 沿岸部を管轄区域とする所属の体制整備

(2) アウトソーシングの推進

◆公共事業等における発注者支援業務等の外部委託の活用

復旧・復興事業など膨大な量の高度な技術力を有する事業を監理するため、発注者支援業務委託やCM（コンストラクション・マネジメント）業務委託を活用し、設計図書の作成や現場監督の一部を委託しました。

《公共事業等の外部委託》

発注者支援業務委託	工事72件、災害13件、除染1件
CM業務委託	24件

◆業務執行体制の効率化に向けたより一層のアウトソーシングの推進

復興・創生に向け、増大する業務に対応するため、定型的業務などの外部委託等を行い効率化を図りました。

- ・ 補助金の申請受付、審査業務等
- ・ イベント当日の受付、出演者誘導、会場内入場整理等
- ・ 指定難病医療費受給申請書の受付、審査業務等
- ・ 農林水産物の放射線モニタリングの検体採取、運搬搬入等
- ・ 福島県復興公営住宅の入居募集から選定までの業務
- ・ 出納整理期間における支出調書等受付、審査補助業務等

今後の取組の方向性

- 新生ふくしま復興推進本部の下、全庁一丸となって、復興・創生の着実な推進を図るとともに、新たに生じた行政課題に的確に対応するため、不断に組織体制等を見直し、迅速かつ確実な業務の執行に努めます。
- 引き続き個々の事業についてアウトソーシングの可否を検討し、定型的業務等については外部委託を進めるなど、より一層アウトソーシングを推進し、効果的かつ効率的な業務執行体制の構築を図ります。

2 復興・創生に向けた人員の確保

(1) 必要な人員の確保と重点的配置

◆必要な人員の確保

令和3年度に向けて正規職員や任期付職員の採用を行ったほか、他県等応援職員の受入れなど、多様な方策により必要な人員を確保し、適正な配置に努めました。

- ① 令和3年度正規職員（知事部局）5,222名
- ② 令和3年度任期付職員（知事部局）241名
- ③ 他県等応援職員受入決定数 （令和3年4月1日現在）

《東日本大震災関連》

年 度	要請数	決定数	団体数	充足率
令和3年度	51人	60人	21団体	117.6%
令和2年度	85人	84人	28団体	98.8%
令和元年度	120人	110人	34団体	91.7%
平成30年度	152人	141人	38団体	92.8%

《令和元年東日本台風災害関連》

年 度	要請数	決定数	団体数	充足率
令和3年度	17人	10人	7団体	58.8%
令和2年度	54人	19人	13団体	35.2%
令和元年度	67人	31人	17団体	46.2%

◆必要な人員の確保（教育委員会）

大震災で被災した児童生徒等の心のケアのため、県内の小中学校等にスクールカウンセラーを配置するなど必要な人員の確保を図りました。

また、教職員の加配を国へ要求し、県内外に避難している児童生徒を始めとする被災した児童生徒の心のケアや学習支援に必要な教員の確保を図りました。

- ・被災生徒等が多数在籍する高校への教員加配 29名
- ・スクールカウンセラー配置 437校
- ・小中学校への教職員の加配 458名 （令和3年4月1日現在）

◆必要な人員の確保（警察本部）

震災対応として認められた警察官の期限付増員（111名分）について、即戦力をもって対応するため、他道府県警察等から多くの特別出向者を受け入れました。

また、避難指示解除や復興・創生事業の進展に伴う交通情勢・治安情勢等の変化に対応するため、災害対策課特別警ら隊、相双方部及びいわき方部の警察署等に必要な人員を配置しました。

- ・令和3年度 19道府県警察及び皇宮警察

(2) 人員確保に係る国への要望

◆国や全国の都道府県等に対する人員確保等に係る要請の実施

復興・創生事業を着実に推進していくため、全国の都道府県等に対して引き続き職員派遣の要請を行いました。

また、国に対し、機会を捉え、復興に向けた人員確保についての要望を行いました。（国や独立行政法人からの中長期的な職員派遣、職員受入経費等の震災復興特別交付税での措置）

《主な要請活動等の内容》

- ・全国知事会議における職員派遣要請（11月）
- ・国（総務省、復興庁、警察庁等）に対する要望等（6月）
- ・自治法派遣要請訪問（各都道府県等／令和2年10月12日～12月7日）

(3) 職員採用の見直し

◆職員採用試験の見直し等

復興・創生を担う有為な人材を確保するため、これまで競争試験の大卒程度や選考試験の保健師等で受験年齢の上限を引き上げるなどの受験資格の見直しや、東京都で1次試験を実施するなど様々な見直しを図ってまいりました。

《令和2年度に実施した主な見直し》

① 受験者の確保

オンラインを活用した業務説明会やジョブトークを開催したほか、技術職員と受験希望者による技術職ナビゲーター面談を実施するなど、募集広報活動を強化した。
また、SNSを活用して試験制度や説明会の開催を周知したほか、職種ごとの業務紹介動画をホームページに掲載するなど情報発信を行った。

② 試験内容の見直し

受験者の負担軽減を図り、幅広い層から受験者を確保するため、県職員（大学卒程度）採用候補者試験の第1次試験について、東京都内で試験を実施する職種を、「農業土木」及び「土木」から、「全ての技術系職種」に拡大した。

今後の取組 の方向性

- 引き続き様々な方策により必要な人員の確保に努めるとともに、復興・創生に係る事業等へ重点的に配置していきます。
- 本県の復興・創生を担う有為な人材の確保に向けて試験制度の見直しや採用募集活動の強化に取り組んでいくとともに、専門性を有する技術職員等確保が困難な人材について、その確保に重点的に取り組んでいきます。

3 復興・創生を担う人材の育成

(1) 職員研修の充実

◆新採用職員の育成

新採用職員一人一人に、相談相手となる先輩職員をサポート職員として配置し、職務や職場生活全般に関してマンツーマンで相談に応じる「新採用職員サポート制度」を実施しました。

また、「新採用職員サポート制度」の円滑な運用を図るため、サポート職員に対して動画による研修会を開催しました。

- ・ 新採用職員240名(知事部局のみ、任期付職員を含む)に、サポート職員259名を配置
- ・ サポート職員研修(動画視聴)：受講者167名

◆会計事務職員の資質向上

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、対面での研修はその大部分の開催を見送りましたが、書面での開催や庁内掲示板への研修テキストの掲載等により、会計事務のより一層の適正執行に向けた、会計事務職員の更なる資質向上を図りました。

①会計実務研修会(管理監督職員)	186名	④財務会計システム研修会	テキスト掲載
②指定金融機関等検査研修会(書面)	15名	⑤国費関係事務職員研修会(対面・書面)	52名
③出納事務職員研修会(中堅)	10名	合計	263名

◆専門性を有する技術職員(土木・農林土木技術職員)の育成

復旧・復興業務へ対応した専門分野の知識・技術の取得を目的として、土木及び農林技術職員に対する専門研修等を実施するとともに、任期付職員や自治法派遣職員を対象とした研修も実施しました。

また、復旧・復興に向けた業務の記録や情報共有を目的として業務発表会を開催しました。

専門研修(対象者)	受講者数
土木技術職員	504名
農林土木技術職員	189名

◆職員の意識高揚

新採用職員が、震災・原子力災害について理解を深め、当事者意識をもって復興を牽引するよう、被災地現地研修を実施しました。

また、新任管理職員が、知事との対話を通し、困難な状況においても前進を続ける決意を新たにする新任管理者特別研修を実施しました。

《新採用職員対象》	・被災地現地研修	7回	175名
《新任管理職員対象》	・新任管理者特別研修	1回	112名

◆職員のメンタルケアを含む健康管理

職員の心と身体の健康を守るため、健康相談窓口において各種相談に対応するとともに、メンタルヘルスケアに関する研修会を実施しました。なお、メンタルヘルスサポート研修は、令和2年度より希望所属が実施する研修会に講話動画を配信する事業として実施している。

《メンタルヘルスケアに関する研修会》

メンタルヘルスサポート研修	1,748名
メンタルヘルス研修会(管理者向け)	112名

(2) 専門性を持った人材の育成

◆民間企業や大学院等への派遣研修

専門性を持った人材を育成するため、職員を民間企業や大学院等へ派遣しました。

《長期派遣研修（令和3年4月現在）》

政策研究大学院大学	1名	公共政策プログラム 地域政策コース
三井物産株式会社	1名	エネルギー第一本部
カルビー株式会社	1名	マーケティング本部コミュニケーション部
全国過疎地域自立促進連盟	1名	—
株式会社Jヴィレッジ	1名	経営企画部 企画・総務グループ
一般財団法人自治体国際化協会	1名	イギリス事務所
独立行政法人日本貿易振興機構	2名	ベトナム事務所(1名)、ドイツ事務所(1名)
東日本旅客鉄道株式会社	1名	本社営業部輸送戦略グループ
東日本高速道路株式会社	1名	東北支社いわき工事事務所

◆環境の回復・創造に向けた人材育成

環境創造センター中長期取組方針に基づき、環境の回復・創造のための総合的な拠点として、専門家等と連携した教育・研修事業の実施により、環境の回復・創造に向けた人材育成に取り組みました。

- ・ 県、JAEA、NIESの3機関合同による放射線教育の出張講座（2回）
対象：県内の中学1～3年生（約620人）

(3) 組織目標の明確化と人事評価制度の運用

◆人事評価制度の運用

各所属において組織目標を設定し、各職員の職位・業務に応じた業績等を評価する人事評価制度の適正な運用を図るため、評価者を対象とした研修をe-ラーニングにより実施し、制度の概要や面談のポイント等の理解を図りました。

- ・ 人事評価制度評価者研修（管理職対象）
新任管理職員等 動画 156名

今後の取組 の方向性

- 引き続き職員研修の充実や専門性を持った人材の育成に取り組みます。
- 復興・創生に向け職員一丸となって取り組んでいくため、職員の一層の意識高揚に努めていきます。
- 復興・創生業務を適切に執行するため、引き続きメンタルケアを含む職員の健康管理に取り組んでいきます。

4 多様な主体との協働の推進

(1) 協働を推進し、持続する仕組みや体制づくり

◆民間企業等との包括連携協定

包括連携協定を締結した企業との連携をより強化し、震災からの復興や地域の活性化、県民サービスの向上を図りました。 ※協定締結企業数21社（令和3年4月1日現在）

《締結企業との主な取組事例》

(株) ローソン	ふくしまうまいものフェアの開催(7, 8月)
日本郵便(株)	コロナに負けるな! オールふくしま買って応援キャンペーンの周知(9月~)

◆健康長寿ふくしま会議による健康づくりの推進

全国に誇れる健康長寿県の実現を目指す新たな推進体制として「健康長寿ふくしま会議」を平成31年3月に設立し、県民の「健康寿命の延伸」、「健康格差の縮小」に向けて、各専門分野の団体等が食・運動・社会参加に視点を置いた健康づくりにオールふくしまで取り組みました。

- ＜健康長寿ふくしま会議及び健康経営推進部会＞ それぞれ1回開催
- ＜健康長寿トップ会談及び健康経営トップ会談＞ それぞれ1回開催

◆地域活動団体等と一体となった地域づくり

NPO法人等の地域活動団体が主体となる震災からの復興支援や被災者支援の取組に対して補助金を交付し、きずなの維持・再生に向けた地域づくりを支援しました。

また、地域活動団体等の自立的かつ継続的な活動を支援するため、財務会計や資金調達などのマネジメント等の講習会を県内複数箇所で開催しました。

ふるさと・きずな維持・再生支援事業	採択件数	22件
NPO運営力強化支援事業	各種講座実施数	13回
NPO、企業、学生との連携協力事業	マッチングの場の開催	4回

◆総合計画（ふくしま新生プラン）の策定及び進行管理における連携

総合計画（ふくしま新生プラン）について、県内7方部で地域懇談会を開催し、各地域の県民の意見等を直接伺い、県民との協働に努めました。

- ＜地域懇談会＞ 県内7方部 7回開催（参加者43名）

◆被災事業者支援のための連携

被災中小企業者等の事業再建及び事業継続支援のために国、県、民間で組織した「（公社）福島相双復興推進機構」に県職員11名を派遣し、被災地域12市町村で被災した中小企業の事業再建及び事業継続支援に取り組みました。

また、県及び金融機関や商工団体、税理士、中小企業診断士等を構成員とする「オールふくしま中小企業・小規模事業者経営支援連絡協議会」により、震災の影響を受け厳しい状況にある事業者に対する経営改善支援方針を決定するとともに、専門的支援機関と連携し事業者の課題解決を支援しました。

- ＜福島相双復興推進機構＞
 - ・事業者等訪問回数（令和3年3月までの累計）約50,000回（うち初回訪問約5,500件）
- ＜オールふくしま中小企業・小規模事業者経営支援連絡協議会＞
 - ・経営改善の方向性を決定 40件

(2) 専門的な知識を持った人材の活用

◆外部専門家の活用（アドバイザー等）

外部専門家をアドバイザーに委嘱し専門的知識を有する人材の活用を図りました。

《活用例》

福島県クリエイティブディレクター、原子力対策監、原子力総括専門員、原子力専門員、Jヴィレッジ復興サポーター、男女共同参画に関するアドバイザー、ワーク・ライフ・バランスアドバイザー、地域産業復興・創生アドバイザー、まちづくりの専門家 等

《主な内容》

福島県クリエイティブディレクターの設置

県が行う大規模な情報発信事業へのアドバイス及びチャレンジふくしまプロジェクトの総合プロデュースのため、福島県クリエイティブディレクター（箭内道彦氏）を設置し、その効果的な助言等を生かして、新たなロゴマーク「ひとつ、ひとつ、実現する ふくしま」を作成したほか、国内外にふくしまの今と魅力を発信しました。

原子力対策監、原子力総括専門員、原子力専門員の委嘱

原子力発電所の廃炉監視態勢を強化するため、「原子力対策監」、「原子力総括専門員」及び「原子力専門員」を任命しています。

○原子力対策監：原子力発電所の安全監視に関する県への政策提言等

○原子力総括専門員・原子力専門員：汚染水処理対策委員会等の国機関が開催する会議へのオブザーバー出席等

「放射線と健康」アドバイザーグループの設置、市町村への助言等

放射線等の専門家で構成する「放射線と健康」アドバイザーグループ（15人）を設置し、市町村に対する助言や講演会への講師派遣等に活用しました。

○市町村への助言等 6回

地域産業復興・創生アドバイザーの委嘱

下請け企業から開発型・提案型企业への転換を図るため、また保有する技術基盤を確かなものにするため、東北大学大学院の堀切川一男教授をアドバイザーに委嘱し、県内企業への御用聞き訪問や新商品開発の後押し、知的財産の戦略的活用に係る支援に取り組みました。

アドバイザーチームによる県オリジナル米ブランド構築への支援

新たな県オリジナル米のブランド構築に向けて、外部有識者によるアドバイザーチームを編成し、パッケージデザインの助言、PR動画への出演、試験販売の協力などを行いました。

◆外部専門家の活用（審査会、検討会等への参画）

審査会や検討委員会、研究会等において専門家等から助言等をいただきました。

《主な内容》

「県民健康調査」検討委員会

県民健康調査について専門的見地から広く助言等を得るため、検討委員会を開催しました。

【3回開催】

福島県環境創造センター県民委員会

環境創造センターの取組について、県民のニーズを反映させるため、県民委員会を開催し、県民や専門家等から意見をいただきました。【令和3年3月8日開催】

ふくしま産業復興企業立地補助金審査会

ふくしま産業復興企業立地補助金の交付に係る対象企業の指定を適正に行うため、外部専門家からアドバイザーとして意見をいただきました。【1回開催（審査件数35件）】

教材開発検討委員会

テクノアカデミーや高等学校の授業に活用できる航空宇宙関連の教材を開発するため、検討委員会を開催し、外部の専門家から意見をいただきました。【4回開催（教材4件を開発）】

◆廃炉安全監視協議会、廃炉安全確保県民会議による原子力発電所の安全監視

原子力工学、機械工学、放射線防護等様々な分野の専門家19名と関係13市町村で構成する「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会」において、福島第一原子力発電所の廃炉に向けた中長期ロードマップに基づく国と東京電力の取組を確認しています。

加えて、県民参加による「廃炉に関する安全確保県民会議」を設置し、廃炉等の取組みが安全かつ着実に進むよう県民の皆様の目で確認等を行っています。

- ・ 廃炉安全監視協議会 3回開催
- ・ 廃炉安全確保県民会議 2回開催

◆IAEAとの連携

本県の環境回復に向けて、世界の英知を結集して取り組むため、国際原子力機関（IAEA）との協力プロジェクトを実施しました。

《IAEAとの協力プロジェクト》

令和2年12月22日	IAEA専門家延べ30名と、協力プロジェクトに係る会合をオンラインにより実施
令和3年2月1日～2月10日	
令和3年3月17日	

◆JAEA等との連携

日本原子力研究開発機構（JAEA）及び国立環境研究所（NIES）と連携し、放射線に関する知識の普及や理解の促進を目的とする出張講座を開催しました。

開催を予定していた交流棟や都内科学館での講座は、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、中止しました。

（再掲）

- ・ 県、JAEA、NIESの3機関合同による放射線教育の出張講座（2回）
対象：県内の中学1～3年生（約620人）

◆大学等との共同研究の実施

県の農林水産試験研究機関と大学等が共同して、農林水産物の放射性物質対策や生産技術確立等に向けた試験研究を実施しました。

- ・ 共同研究 51件

◆再生可能エネルギー関連産業の育成・集積への支援

エネルギー・エージェンシーふくしまと連携を図りながら、再エネ研究会の運営を始め、ネットワークの形成から取引拡大、海外展開まで一体的・総合的に支援するなど、再エネ関連産業の育成・集積に取り組みました。

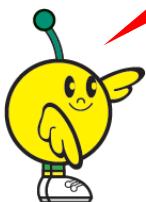
- ・ 研究会・分科会における講演会等開催（16回）

今後の取組 の方向性

- 地域住民、企業、NPO法人等の多様な主体が地域の課題についての認識を共有し、協働して課題解決に取り組む体制づくりを進めます。
- 新たな課題に対応するため、引き続き専門的知識を有する人材の活用を図るとともに、研究機関等との一層の連携強化を図っていきます。

【取組方針】

- 1 復興・再生に当たっての課題解決に向けた連携
 - (1) 課題解決に向けた市町村との連携
 - (2) 復興のステージに応じた課題の解決
 - (3) 市町村と一体的に行う要望
- 2 市町村の行政運営に対する人的支援等
 - (1) 県から市町村に対する職員派遣等
 - (2) 国や全国市町村等への職員派遣要請
- 3 復興・創生に向けた取組に対する支援の充実強化
 - (1) 計画策定への対応
 - (2) 事業執行への対応
 - (3) 権限移譲の推進
 - (4) 市町村サポート体制の強化
- 4 市町村の財政運営に対する支援
 - (1) 復興財源の確保
 - (2) 原子力損害賠償の円滑な請求
 - (3) 財政健全性の確保



1 復興・再生に当たっての課題解決に向けた連携

(1) 課題解決に向けた市町村との連携

◆市町村が抱える課題の解決に向けた積極的な支援

市町村が、それぞれの実情に応じて県の支援策を活用できるよう、支援策をメニュー化し、市町村への支援を行いました。

また、令和3年度の支援メニューと支援対象市町村を決定しました。

- ・ 令和2年度支援実績：44メニュー 支援件数300件
- ・ 令和3年度支援決定：56メニュー 選定件数229件

◆県と国の協働体制による市町村との協議等

原子力災害により避難地域等となっている市町村の帰還に向けて、市町村の要望・課題に対して迅速に対応し、解決を図るため、県、国でチームを組み、協働体制を取りながら、各市町村を訪問し協議を実施しました（国、県、市町村のいわゆる『3人4脚』の連携体制）。

- ・ 市町村訪問による協議等 31回

(2) 復興のステージに応じた課題の解決

◆避難地域市町村の今後の課題解決に向けた体制

将来像提言の主要個別項目の具体化・実現に向けて進捗管理を行うため、「福島12市町村将来像提言フォローアップ会議」及び「福島12市町村の将来像に関する有識者検討会」を実施し、国・県・市町村が連携して課題解決に向けた協議を実施しました。

また、避難12市町村の広域連携について協議するため、12市町村等をメンバーとする広域連携検討会及び幹事会を実施しました。

- ・ 福島12市町村将来像提言フォローアップ会議（書面） 1回開催
- ・ 福島12市町村の将来像に関する有識者検討会 4回開催
- ・ 12市町村等をメンバーとする広域連携検討会幹事会（書面） 1回開催

(3) 市町村と一体的に行う要望

◆「復興施策に係る意見伺い」及び「原子力災害からの福島復興再生協議会」における復興推進に必要な予算措置等の要求

県市長会及び町村会をはじめとする構成員とともに、国に対し、本県の復興推進に必要な重点事項等への予算措置等を提案・要望し、令和3年度当初予算において財政措置されました。

- ・意見伺いの実績 1回（令和2年4月16日書面）
- ・協議会の開催実績 2回（令和2年8月30日 令和3年2月21日）

今後の取組の方向性

■ 市町村が当面する様々な行政課題の解決に向け、専門分野や高度な技術を要する分野を中心にこれまでよりも積極的な支援を行うなど、引き続き市町村と連携して取り組んでいきます。

2 市町村の行政運営に対する人的支援等

(1) 県から市町村に対する職員派遣等

◆市町村駐在職員の配置

避難指示区域等の11市町村に常駐の駐在員を配置し、関係地方振興局等に配置した担当者と連携し、市町村の課題・要望に対して県・国との連絡調整を図りました。

令和3年度に向けては、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町及び川内村における駐在員の業務を、県北地方振興局、相双地方振興局及びふたば復興事務所に移管し、引き続き課題・要望等に対する支援、情報収集等に取り組みます。

- ・市町村駐在員会議 9回開催

◆被災市町村の人員確保に向けた支援

被災市町村職員確保対策等連絡会議を開催し、任期付職員、再任用職員等の採用、他の自治体への継続派遣要請など人員確保について助言を行うとともに、職員確保の課題を把握するため、職員派遣を要請している市町村にヒアリングを実施しました。

また、地方自治体OB職員等の活用を図るため、県及び県内市町村OB職員等の情報提供を行いました。

- ・被災市町村職員確保対策等連絡会議 令和2年8月6日、令和3年3月1日開催
- ・市町村に対してのヒアリング 令和2年9月～令和3年3月実施
- ・復興庁OB職員1名（葛尾村1名）を採用
- ・県OB職員1名（大熊町1名）を採用
- ・県内市町村OB職員1名（大熊町1名）を採用
- ・県外市町村OB職員4名（大熊町1名、浪江町3名）を採用
- ・民間企業経験者4名（大熊町1名、浪江町3名）を採用 令和3年4月1日現在

◆被災市町村職員採用試験の合同説明会の実施

震災からの復旧・復興等の業務に対応するため、被災市町村職員採用試験の合同説明会をオンラインで開催し、6名が採用されました。

- ・令和3年度任期付職員等6名採用（富岡町1名、川内村1名、双葉町4名）

◆県職員の派遣

復興・創生の支援等を行うため、市町村等からの派遣要請により県職員を派遣しました。

令和3年度	46名（22市町村 2市町村圏組合）
令和2年度	44名（21市町村 1市町村圏組合）
令和元年度	48名（23市町村 1市町村圏組合）

※派遣人数は自治法派遣職員及び相互人事交流職員の合計

また、令和3年2月13日に発生した福島県沖地震の被災市町村における災害対応業務を支援するため、県職員を派遣しました。

- ・住家被害調査、罹災証明書発行等：9市町村へ延べ647名を派遣（R3. 2. 18～R3. 3. 31）

◆県任期付職員の派遣

令和3年度に向けて、県において任期付職員を採用し被災市町村へ派遣するため、公募・選考を行いました。

- ・令和3年度任期付職員市町村派遣数 27名
（うち平成29年度から令和2年度までの採用更新者21名、令和3年度採用者6名）

(2) 国や全国市町村等への職員派遣要請

◆他の地方公共団体等からの職員派遣

被災市町村において不足する職員の確保に向け、国に対し、総務省を通じた他の地方公共団体からの支援に加え、国や独立行政法人からの中長期的な人的支援の要請を行いました。

また、宮城県と合同で首都圏3県の県庁、市長会、町村会等を訪問し、被災市町村への職員派遣要請活動を行いました。

- ・都道府県、市長会、町村会等への人的支援要請訪問（令和2年10月13日～令和2年11月25日）

《都道府県・市町村等からの派遣職員受入数》

年 度	要請数	決定数	充足率
令和3年度	206名	186名	90.3%
令和2年度	207名	203名	98.1%
令和元年度	232名	229名	98.7%

（令和3年4月1日現在）

このほか、令和元年東日本台風の被災市町村における災害復旧業務を支援するため、中長期の職員派遣スキームを活用し、県外自治体から職員の派遣を受けました。

- ・県外7自治体から3市へ計8名を派遣（R3. 4. 1現在）※中長期職員派遣スキーム

今後の取組 の方向性

■ 市町村の復興・創生や自然災害への対応に必要な執行体制の構築に対し、引き続き様々な方策により人的支援に取り組んでいきます。

3 復興・創生に向けた取組に対する支援の充実強化

(1) 計画策定への対応

◆市町村の各種計画策定に当たっての県職員の参画等

市町村の各種計画策定に当たり、県職員が参画し、助言や意見調整等の支援を行いました。

市町村の国土強靱化地域計画の策定に当たり、20市町村に対して訪問による計画策定支援を実施したほか、電話、メール等による助言を行いました。【47市町村が新たに策定】

市町村の地方創生交付金事業計画の策定に当たり、市町村地方創生担当者向け研修会及び市町村事業個別相談会を行い、支援・助言を行いました。【研修会8回、個別相談会3日】

市町村国土利用計画の策定・改定に向けて、県関係機関の意見調整を行うなどの支援を行いました。【市町村:天栄村、西郷村】

帰還困難区域における特定復興再生拠点区域復興再生計画を円滑かつ確実に実行していくため、関係部局と連携し、地元自治体、国と課題や状況変化への対応を協議しながら計画の推進に取り組みました。【5町村5回（うち書面2回）】

令和2年産米の作付制限等の方針策定に当たり、国や対象市町村と密接な連携を図り、区域設定を行いました。

- ・作付制限 7市町村【南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村】
- ・農地保全・試験栽培 3町 【大熊町、双葉町、葛尾村】
- ・作付再開準備 1町 【大熊町】

園芸品目の出荷制限解除に向けて、市町村と連携し、品目に応じた対策を検討しながら、解除後の出荷管理体制を含めた解除計画を策定しました。【双葉町と協議の上、解除計画を作成し、帰還困難区域以外の野菜の出荷制限を解除】

東日本大震災の災害査定設計書の作成等について、指導・支援を行いました。【南相馬市】

立地適正化計画の策定について、市町村訪問等による支援を行いました。【26市町村】

(2) 事業執行への対応

◆災害復旧事業への支援（農地、農業用施設等）

農地や農業用施設の災害復旧に当たり、高度な技術を必要とする工事等を県営事業として実施しました。

また、農地及び農業用施設等の災害復旧事業における現地調査や災害査定設計書作成に係る支援を行いました。

《県営事業実施状況》

（令和2年度まで）

《団体営（市町村）事業実施状況》

（令和2年度まで）

事業計画箇所数	発注済	完了
224箇所	224箇所	156箇所

事業計画箇所数	発注済	完了
1,887箇所	1,859箇所	1,833箇所

《県営事業実施状況（東日本台風関連）》

（令和2年度）

事業計画箇所数	発注済	完了
12箇所	12箇所	9箇所

◆災害復旧事業への支援（公共土木施設等）

「東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律」に基づき、市町村からの要請に応じ、市町村所管施設の災害復旧工事の代行を行いました。

また、市町村とより一層連携し、スピード感を持って防災緑地や街路の整備を行うなど、復興まちづくりの推進に努めました。

《復興まちづくりの推進》

- ・ 防災緑地全10地区で工事が進捗し、10地区で供用開始
- ・ 被災市街地復興土地区画整理事業全8地区で住宅地の引き渡し完了
- ・ 防災集団移転促進事業の移転促進区域における未利用地の活用について、国等と連携して市町村を支援

◆復興公営住宅の整備

長期避難者等の生活拠点整備に向け、避難市町村等の意向を踏まえ、復興公営住宅の整備を進めました。

令和3年3月31日現在

	福島市	会津若松市	郡山市	いわき市	白河市	二本松市	田村市	南相馬市
計画戸数	475戸	134戸	570戸	1,744戸	40戸	346戸	18戸	927戸
完成戸数	475戸	134戸	570戸	1,672戸	40戸	346戸	18戸	927戸

	本宮市	桑折町	川俣町	大玉村	三春町	川内村	広野町	地区未定	合計
計画戸数	61戸	64戸	120戸	59戸	198戸	25戸	58戸	51戸	4,890戸
完成戸数	61戸	64戸	120戸	59戸	198戸	25戸	58戸	0戸	4,767戸

◆農林水産物のモニタリング検査等における連携

市町村や関係団体等と連携して農林水産物のモニタリング検査等を実施しました。

なお、避難指示等のあった12市町村以外の地域は、令和2年産米からモニタリング（抽出）検査に移行しました。

《検査実績》

- ・ 米（全量全袋検査） 約31万件 ⇒ 基準値超過0件（令和3年3月現在）
- ・ 米（モニタリング検査） 1,055件 ⇒ 基準値超過0件（令和3年3月現在）
- ・ 園芸品目の検査件数 2,228件 ⇒ 基準値超過0件（令和3年3月現在）

◆常磐自動車道の追加ICの実現に向けた連携

常磐自動車道の追加ICの実現に向け、設置要望市、県、国等との調整を行いました。

- ・ 追加スマートICの整備に向けた関係機関との調整 1カ所（南相馬市）

◆復興支援員の設置

市町村が取り組む復興・まちづくり事業の支援、避難者・帰還者の相談等に対応するため、県内外に復興支援員を配置しました。

また、復興支援員の活動支援及び双葉地域を拠点とする復興支援活動等を行うため、帰還促進事業や教育環境整備等に従事する復興支援専門員を配置しました。

- ・ 復興支援員 配置人数 62名
- ・ 復興支援専門員 配置人数 15名

◆医療体制の充実に向けた連携

平成30年4月に富岡町に開設した「ふたば医療センター附属病院」は、二次救急医療をはじめとする双葉郡に必要な医療を確保して、「3つの安心（①住民が安心して帰還し生活できる ②復興事業従事者が安心して働ける ③企業等が安心して進出できる）」を医療面から支えるため、平成28年2月に楡葉町に開設した「ふたば復興診療所（ふたばリカーレ）」と一体的に安定した運営に取り組んでいます。

◆避難地域公共交通ネットワークの構築

避難地域の復興の進展に合わせ、帰還する住民等が安心して日常生活を送れるよう避難地域における広域路線バス計6路線を運行しています。

◆JR只見線復旧に向けた連携

JR只見線の復旧に向け、会津地方の17市町村等を構成員とする福島県JR只見線復興推進会議（会長：福島県知事）において、只見線復旧復興基金寄附金の募集を行うとともに、只見線利活用計画に基づき、沿線自治体等で構成する只見線利活用推進協議会の連携を強化して利用者増に向けて取り組みました。

- ・ 寄附金総額 241,840,733円 （令和2年度末まで）
- ・ 只見線応援団の会員数 63,511名 （令和3年3月31日現在）

◆埋蔵文化財発掘、文化財救援活動事業

被災12市町村を中心とする復興事業に対応するため、南相馬市に駐在職員を配置し、発掘調査体制の強化を図りました。

また、富岡町、大熊町、双葉町の資料館等の文化財を、福島県文化財センター白河館の仮保管施設において、安定した環境下での保管を行っています。

- ・ 埋蔵文化財発掘調査専門職員の配置 10名 （令和3年4月1日現在）

(3) 権限移譲の推進

◆オーダーメイド権限移譲

住民に身近な市町村が主体的に地域づくりに取り組むことができるよう、市町村の主体性を尊重した「オーダーメイド権限移譲」に取り組みました。

- ・ 「農地転用に関する事務（農地法関係：13事務、租税特別措置法関係：2事務）」を会津坂下町に移譲
- ※ 令和3年度 40市町村に440事務

(4) 市町村サポート体制の強化

◆市町村における人材育成への支援

市町村職員の資質向上に資するため「うつくしま、ふくしま相互人事交流要綱」に基づく人事交流や「福島県市町村職員の実務研修に関する要綱」に基づく市町村からの実務研修生受入により、市町村における人材育成を支援しました。

- ・人事交流 15名
- ・実務研修 16名 (令和3年4月1日現在)

◆市町村における広域連携への支援

「福島県市町村行政支援プラン」に基づき、自主的・主体的に広域連携に取り組む市町村の協議会等へ参加し先進事例等の情報提供と助言を行うとともに、以下の団体に対して人的支援等を行っています。

- ・県内における定住自立圏 3圏域
- ・県内における連携中枢都市圏 1圏域
- ・奥会津5町村活性化協議会 県職員駐在1名
- ・双葉地方広域市町村圏組合 県職員派遣2名 (令和3年4月1日現在)

◆小規模自治体への職員採用支援

新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、オンラインでの役場見学ツアーや動画配信による就職セミナーを開催し、町村の職員採用を支援しました。

- ・オンライン役場見学ツアー 令和2年8月20日、21日開催
- ・就職セミナー（動画配信）

◆被災市町村の復興支援窓口の一元化

被災市町村の復興支援のため、窓口を新生ふくしま復興推進本部総括班に一元化し、避難地域12市町村は避難地域復興局、避難地域以外の市町村は市町村行政課で情報把握、要望対応、対応策の検討及び対応状況の進行管理まで一貫して対応しています。

今後の取組の方向性

- 市町村の計画策定、事業執行に当たっては、引き続き、それぞれの状況に応じた適切な支援を行います。
- 市町村への権限移譲については、個別の説明や相談対応を丁寧に行うとともに、移譲後も必要に応じた支援を行います。
- 引き続き、市町村との人事交流や実務研修生の受入により市町村における人材育成を支援するほか、広域連携に取り組む市町村等の協議会に参加し適切に情報提供や助言を行います。
- 市町村が抱える課題や要望を適切に把握するため、県出先機関の市町村に対するサポートの方向性について検討を進めます。

4 市町村の財政運営に対する支援

(1) 復興財源の確保

◆震災復興特別交付税等の確保

復興財源の確保のため、令和2年度震災復興特別交付税の算定のほか、市町村の復興財源の確保を図るため、財政支援について国に対して強く要望しました。

・令和2年度震災復興特別交付税（市町村分） 380.9億円

(2) 原子力損害賠償の円滑な請求

◆原子力損害賠償の円滑な請求に向けた取組

4半期に1度、市町村の請求及び支払額の把握を行うとともに、支払率の向上を図るため、会議や市町村訪問、東京電力との意見交換会などを通じて、課題の把握や解決策の検討等を行いました。

また、市町村が抱える課題の解決に向けて、県委託弁護士による法律相談を実施するなど、市町村の賠償請求等が円滑に進むよう、県と市町村が一体となって取り組みました。

- ・市町村担当課長会議の開催（1回）
- ・県内都市連絡協議会設置準備会への参加（1回）
- ・市町村訪問（32市町村）
- ・東京電力による説明会の開催（41市町村）
- ・東京電力との意見交換会の開催（8市町）
- ・法律相談（2件（1市））

(3) 財政健全性の確保

◆市町村の財政運営への助言等

市町村の財政健全性の確保のため、市町村の財政運営に対する助言等を行うとともに、市町村が自主的に行う財政計画の策定等への助言を行いました。

《令和元年度決算に基づく健全化判断比率等の状況》

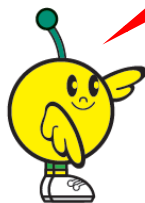
- ・実質赤字比率、連結実質赤字比率は該当団体なし
- ・実質公債費比率、将来負担比率は、全市町村で早期健全化基準を下回っている
- ・資金不足比率は、2つの公営企業会計で算定されたが、経営健全化基準（20%）を下回っている

《令和2年度財政計画策定団体》6団体

《令和2年度財政診断実施団体》1団体

今後の取組の方向性

- 市町村の復興財源の確保等について引き続き国に対して要望を行います。
- 市町村が円滑に原子力損害賠償請求を行うことができるよう必要な支援を行います。
- 市町村の財政健全性の確保のため、必要な助言を行います。



【取組方針】

- 1 復興の状況や復興に向けた取組等の効果的な情報発信
 - (1) 復興の状況等の統一性のある情報発信
 - (2) 避難者への情報発信
- 2 ターゲットの明確化と連携強化による伝わる情報発信
 - (1) ターゲットを明確にした情報発信
 - (2) 連携強化による情報発信
- 3 県民生活の安全・安心の確保等に向けた情報発信

1 復興の状況や復興に向けた取組等の効果的な情報発信

(1) 復興の状況等の統一性のある情報発信

◆風評・風化対策強化戦略に基づく部局連携による情報発信

風評・風化対策強化戦略（第4版）に基づき、様々な共働による取組で本県の魅力や復興の現状などを統一感をもって情報発信を行いました。

《福島県風評・風化対策強化戦略【第4版】》

対策強化の取組方針

- 積極的なチャレンジの継続
- 「アップデート」と「ビジット」の更なる推進
- 「共感・共働」による信頼関係の構築

対策強化の方向性

- 農林水産物・県産品分野「効果的な流通・販売対策、県産農林水産物の信頼回復、製品のブランド力向上と更なる輸出拡大」
- 観光分野「誘客対策、ホープツーリズムの推進と教育旅行の回復」
- 情報発信分野「本県の更なるイメージ回復、他にはない情報発信、ふくしまの今と魅力の発信、オリ・パラ開催に向けた集中的な情報発信」

土台となる取組

- 安全・安心の確保や正確かつ最新の情報発信など、対策強化の土台となる以下の取組を継続
 - ・放射線に関するリスクコミュニケーション（正確な情報・知識の普及）
県民を対象とした食と放射能に関する説明会の開催、県内小・中学校における放射線教育の充実
 - ・環境回復の現状と発信
除染後のモニタリング、廃炉・汚染水対策、空間線量測定
 - ・徹底した食品の検査
農林水産物の放射性物質検査、自家消費野菜の検査

また、令和2年度末には、ALPS処理水の取扱方針が決定した場合の対策を盛り込んだ、風評・風化対策強化戦略（第5版）を策定しました。

◆あらゆる媒体を活用した積極的な広報の実施

本県の現状や復興の進捗について、テレビ番組、新聞・広報誌等を通じて、県内外の多くの方々に分かりやすく伝えるとともに、ふくしま知らなかった大使によるPR動画を作成しました。

① インターネットを活用した情報発信 ・フェイスブックで「いいね！」（=支持者）獲得数 約66,000件 ・Instagramフォロワー 約17,500人 ・Twitterフォロワー 約75,000人 ・YouTube再生回数 約7,144,500回	（令和3年3月31日時点）
② 復興の状況を伝えるテレビ番組等を制作し提供 ・FTV/年55回、FCT/年46回、KFB/年8回	
③ 復興の状況等を地元紙・中央紙で分かりやすく特集 ・県政特集:民報、民友/年8回 ・随時広報:民報、民友、中央紙5紙	
④ 復興に向けた取組等を広報誌等を通じて発信 ・つながる ふくしま ゆめだより:年6回/約690,000部 ・ふくしま知らなかった大使:動画7本作成（再生回数計170万回）	

◆復興・創生に向けた取組等の情報発信

新生ふくしま復興推進本部会議において、復興の取組等に関する情報を発信しました。

また、福島復興の要となる「福島復興再生特別措置法」について、法体系、基本方針及び関連施策、各計画、優遇措置の内容について、積極的に情報発信しました。

① 復興の取組等の情報発信等

- ・新生ふくしま復興推進本部会議 開催回数（8回）
- ・「復興・再生のあゆみ」の発行 3回
- ・「浜通り地方の復旧・復興～10年間の取組～」4,000部の発行
- ・「令和元年度東日本台風関連災害復旧、防災・減災対策」2,000部の発行
- ・インフラ復旧・復興パネルの展示 4回
- ・復興情報ポータルサイト「ふくしま復興ステーション」（随時更新）

② 福島復興再生特別措置法の制度の広報・普及

- ・特措法に関する県ホームページを県民に分かりやすい内容で広報
- ・特措法優遇税制に関する市町村等への出前講座（1回）

(2) 避難者への情報発信

◆県内外避難者のニーズに応じたきめ細かな情報発信

避難者に対してふるさとの復興情報の提供を随時行い、ふるさととの絆を維持するとともにきめ細かな情報発信に努めました。

- ・避難者の多い都府県に職員を派遣し、避難者からの相談対応等（14都府県10名派遣）
- ・各種媒体を活用し、ふくしまの情報を提供
 - （地元紙の送付：46都道府県の公共施設等約350箇所、約800部を週2回送付）
 - （広報誌の送付：約32,000世帯に月1～2回、指定13市町村以外の約1,400世帯に月1回送付）
 - （地域情報紙「ふくしまの今が分かる新聞」の発行（年6回）：約32,000世帯、指定13市町村以外の自主避難の約1,400世帯、46都道府県の公共施設等約1,800箇所に送付）
 - （復興支援員の配置：関東全域、山形県、新潟県に53名を配置）
 - （生活再建支援拠点を全国26カ所に設置し、説明会を開催）

今後の取組 の方向性

■ 風評・風化対策強化戦略に基づき、部局間の連携を強化し統一性のある効果的な情報発信を図ります。

■ 避難者のニーズに応じた正確な情報の提供を継続し、避難者の生活の安定、一日も早い帰還や生活再建に繋げていきます。

2 ターゲットの明確化と連携強化による伝わる情報発信

(1) ターゲットを明確にした情報発信

◆観光や県産品の風評払拭に向けた情報発信

観光や教育旅行に係る風評払拭に向けて、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえオンライン等により、本県の現状や観光地の魅力等を積極的に発信するとともに、誘致の取組やホープツーリズムの推進を図りました。

また、県産品の風評払拭に向けて、「日本橋ふくしま館」を活用した首都圏での情報発信や海外でのプロモーション活動、オンラインを通じた県産品のPR販売など、国内外において、本県が誇る県産品の魅力や安全性のPRに取り組みました。

- ・フェイスブックフォロワー数（台湾75,510名、タイ208,194名、ベトナム117,262名）
- ・ダイヤモンドルート 再生回数約9,636万回
- ・オンラインセミナー：タイ1回
- ・旅行会社へのオンライン説明会：7回
- ・「日本橋ふくしま館MIDETTE」：令和2年度来館者数295,621名
- ・「酒処ふくしま」発信事業(国内・オンラインイベント)：4回(首都圏、関西、県内)
- ・「酒処ふくしま」発信事業(海外)：米国の小売店・レストランでの販促PR(21店舗)

(令和3年3月31日現在)

◆海外に向けた情報発信

世界的な新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、外務省と連携して在日の外国報道関係者を対象とした福島県視察ツアーを実施したほか、来県した駐日大使等に本県の復興状況について説明を行うなど、本県の魅力や復興に取り組む姿を世界に発信しました。

- ・福島県視察ツアー 6か国(8メディア)が参加

(2) 連携強化による情報発信

◆県公式イメージポスター及び市町村版「来て」ポスターの作成

県クリエイティブディレクター監修のもと、5種類の県公式イメージポスターと10種類の市町村版「来て」ポスターを作成し、約10万0000枚を配布しました。

- ・「来て」「吞んで」「味わって」「住んで」「ふくしま」の5種
- ・市町村版「来て」10種(須賀川市、田村町、三春町、磐梯町、猪苗代町、柳津町、昭和村、下郷町、檜枝岐村、浪江町)

◆企業との共働

企業との連携を強化し、様々な手法で新たなコラボレーションを創出することで、「知るほどたのしい、ふくしま」をコンセプトに掲げた情報発信に取り組みました。

- ・コラボレーション企業数 13社

今後の取組の方向性

- 風評・風化対策強化戦略に基づき、ターゲットを明確にした情報発信を図ります。
- 国、全国自治体、企業等との連携を更に強化して情報発信を行うことで風評の払拭、風化の防止を図ります。

3 県民生活の安全・安心の確保等に向けた情報発信

◆消費者と生産者等との理解交流を通じた情報発信

不正確な情報や思い込みに惑わされることなく自らの判断で食品の選択ができるよう、県内の農林水産業関係者の取組を広く紹介するとともに、消費者と生産者との理解交流を図り風評払拭に資する取組を実施しました。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大により一部の事業を中止しましたが、参加者数の制限やオンラインでの実施等、感染拡大の防止に努めながら、計画していた大部分の事業を実施しました。

- ・「ふくしまの今を語る人」県外派遣事業 27回派遣 延べ1,528名参加
- ・首都圏等消費者交流事業 10回実施 延べ250名参加

◆県民生活の安全・安心の確保等に向けた情報の発信

① 福島県放射能測定マップの公開

空間線量率等の測定結果をホームページに掲載し情報発信しています。

- ・令和2年度モニタリングポスト等設置地点（常時測定） 3,580地点
- ・令和2年度モニタリング調査地点（随時） 23,450地点

② 農林水産物及び飲料水のモニタリング検査、米の全量全袋検査結果の公表

農林水産物の放射線モニタリング情報を県のホームページ及び県が運営する専用WEB「福島県農林水産物・加工食品モニタリング情報」等で提供しました。

- ・農林水産物のモニタリング検査件数 14,596点（出荷制限等解除に向けた検査点数を含む）
- ・米（令和2年産米）の全量全袋検査数 約31万点
- ・水道水のモニタリング検査件数 延べ10,103検体

③ 説明会の開催

県内の消費者を対象として食品中の放射性物質に関する正確な情報や知識を提供するため、学識経験者による説明や放射能簡易分析機器を用いた実演等を交えた説明会を開催したほか、甲状腺検査説明会や健康相談会を開催しました。

なお、健康相談会は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実施を見合わせた市町村があったため、開催回数が大きく減少しました。

- ・食と放射能に関する説明会等 45回開催、延べ1,253人参加
- ・健康相談会 50回開催
- ・甲状腺検査説明会・出前授業 6回開催

④ 学校給食モニタリング事業の結果の公表

希望する市町村等の学校給食に含まれる放射性物質の有無や量を細密に検査し、結果を県ホームページで提供しました。

- ・令和2年度 3,386検体検査（うち検出検体ゼロ）

今後の取組の方向性

■ 県民生活の安全・安心の確保の土台となる取組として各種モニタリング検査等の公表に加え、説明会やシンポジウムを開催することで、正確な情報や知識を提供し本県への正しい理解が深まるよう取り組みます。

1 業務の効率化等に向けた取組

◆働き方改革の推進

県職員の働き方や業務の進め方の見直しに向けた方策について、平成30年9月に設置した「働き方改革プロジェクトチーム」において検討を進め、令和元年10月の男女共同参画推進会議において「福島県職員版『働き方改革基本方針』」を策定し、以下の取組を実施しました。

《令和2年度取組実績》

<p>【視点1】 職員の意識改革</p>	<p>○「働き方改革T I M E」発行 ・「働き方改革T I M E」を10回発行。</p>
<p>【視点2】 業務の改善</p>	<p>○ペーパーレス会議の導入 ・ペーパーレス会議システムのライセンス及びタブレット端末（50台）を整備し、令和2年9月から各種本部会議において本格導入。 ○事務の共有化・ルール化 ・「照会メールのルール」、「文書データ等の保存ルール」及び「事務引継書の作成ポイント等ルール」を策定し、全庁に周知。 ○R P Aの導入 ・対象業務を拡大（5業務→15業務）して試行導入を継続 ※業務処理時間削減効果（▲8,631時間、削減率▲83.5%） ○W e b会議の導入 ・令和2年7月から「県市町村W e b会議・情報連絡システム」を導入し、うち118台を市町村へ貸出し、運用。</p>
<p>【視点3】 柔軟な働き方</p>	<p>○在宅勤務の導入 ・在宅勤務用貸出P Cを追加配備（追加配備後合計：240台） ・オンライン在宅勤務用アプリの導入（3,300ライセンス） ○サテライトオフィスの設置 ・県庁西庁舎及び郡山合同庁舎へのサテライトオフィス設置 ○時差出勤の試行 ・6月から9月にかけて、勤務時間の前倒し（ゆう活）と勤務時間の後ろ倒し（あさ活）を組み合わせた「夏の時差出勤」の試行を継続実施。 (1)7時～15時45分、(2)7時30分～16時15分、(3)8時～16時45分、 (4)9時～17時45分、(5)9時30分～18時15分、(6)10時～18時45分、 (7)10時30分～19時15分、(8)11時～19時45分</p>

◆超勤縮減及び長時間勤務の是正

超勤縮減及び長時間勤務の是正に向けて、管理職員の意識向上と適切な業務管理及びノー残業デー等における定時退庁の促進を図りました。

また、超勤縮減を全庁的な課題として取組を推進するため、政策監会議において取組の進行管理を行いました。

◆デジタル変革（D X）の推進

新型コロナウイルス感染症の流行をきっかけに、社会全体として、これまでの対面を基本とした仕事のやり方の見直しや、政府におけるデジタル化の流れが加速したことから、「デジタル変革推進プロジェクトチーム」を設置し、福島県におけるデジタル変革（D X）の推進に向けた課題整理や取組の方向性等について検討を進め、令和3年3月に「福島県デジタル変革（D X）推進基本方針（中間取りまとめ）」を策定しました。

また、行政手続のオンライン化に向けて、押印の見直しに着手し、県の規定に基づき押印を求めている4,388種類のうち、約9割に当たる3,934種類を廃止することとしました。

◆意識改革と業務効率の向上及びワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組（警察本部）
業務の効率化を図るため、電子会議システムを導入しました。

また、新型コロナウイルス感染症対策に加え、柔軟な働き方改革の実現に向けて、在宅勤務制度及びサテライトオフィスを導入したほか、週休振替及び時差出勤を促進しました。

さらに、時代の要請に即した行政手続等を再構築するため、押印を見直しました。

そのほか、休暇取得奨励期間の設定等による年次有給休暇の取得、男性職員の育児に伴う休暇の取得を促進しました。

- ・電子会議システムの導入（本部、各署にWebカメラ100台を配置）
- ・本部各課、各警察署における在宅勤務及びサテライトオフィスの導入並びに週休振替及び時差出勤の促進
- ・押印の見直し（322様式）
- ・休暇取得奨励期間の設定等による年次有給休暇及び男性職員の育児に伴う休暇の取得促進（全職員平均11.2日（前年比+0.9日））

2 継続的な行財政改革への取組

◆公社等外郭団体、企業局事業、県立病院等の見直し

公社等外郭団体の見直しや企業局事業の見直し、県立病院の見直し、ファシリティマネジメントなど個別の行財政改革の課題については、それぞれの計画の中で目標や期間を明確にし、適切に進行管理を行いながら継続的に取り組んでいます。

- ・企業局事業の見直し 工業団地の分譲に係る業務を企業局から商工労働部に移管
- ・県立病院の見直し ふくしま県立病院事業改革プラン（R3～R5）の策定

◆ICT等の活用

県及び市町村が共同してインターネットの接続口を集約し、監視、ログの分析・解析をはじめ高度なセキュリティ対策を実施する福島県自治体情報セキュリティクラウドを平成29年4月に稼働し、セキュリティ専門事業者による監視を市町村と共同で委託しています。

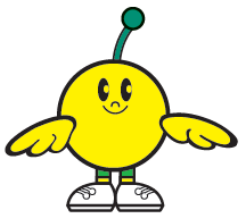
また、住民等の利便性の向上及び簡素で効率的な行政運営を図るため、県と市等が共同し、申請・届出オンラインシステムを運営しています。

さらに、マイナンバー法に基づき、国や他の地方公共団体との間で専用のネットワークシステムを用いて個人情報のやり取りを行う情報連携を実施し、行政手続における添付書類の削減に取り組んでいます。

◆県立社会福祉施設のあり方の見直し

「県立社会福祉施設のあり方見直しについて（対応方針）」及びその具体的な進め方を示した「工程表」に基づき、見直しを進めました。

- ・若松乳児院 新たな乳児院整備計画の策定に向けて準備を進めるとともに、指定管理候補者の公募・選定を行いました。
- ・大笹生学園 令和3年2月議会において、入所定員の変更及び指定管理者の規定を盛り込んだ関係条例等の改正を行いました。
- ・郡山光風学園 令和3年度末で廃止することを決定しました。



福島県復興シンボルキャラクター
キビタン

お問い合わせ先

福島県 総務部 行政経営課

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 Tel 024-521-7893

E-mail organization_management@pref.fukushima.lg.jp